

左京区地域の安心安全活動支援事業啓発物品支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」を目的に、左京区内で自主的・主体的に行う安心安全の啓発活動に対して支給する啓発物品に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象団体)

第2条 支給の対象とする団体は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」左京区版運動プログラムの趣旨に沿い、安心安全の啓発活動を継続的に実施できる団体とする。

(支給対象事業)

第3条 支給の対象とする事業は、第1条に定める趣旨に沿い、左京区内で支給日の属する年度末までに実施するもので、左京区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

(支給物品)

第4条 支給する物品及び支給数は、予算の範囲内で区長が定める。

(物品支給の申請)

第5条 物品の支給を希望する団体は、区長が別に定める期日（以下「申請期限」という。）までに、左京区地域の安心安全活動支援事業啓発物品支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書（第2号様式）

(2) その他区長が必要と認めるもの

(物品支給の決定及び通知)

第6条 区長は、申請期限の終了後、30日以内に当該申請の書類の審査を行い、支給を決定したときは、左京区地域の安心安全活動支援事業啓発物品支給決定通知書（第3号様式）を交付し、物品を支給するものとする。また、支給しないと決定したときは、左京区地域の安心安全活動支援事業啓発物品不交付決定通知書（第4号様式）により、当該団体に通知する。

(物品支給)

第7条 物品の支給を受けた団体（以下「受給団体」という。）は、受領書（第5号様式）を

区長に提出しなければならない。

(物品支給の決定の取り消し又は返還)

第8条 区長は、物品支給の決定を通知した後、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該団体に対して、物品の支給の決定を取り消し、すでに支給した物品の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 受給団体が、申請書に虚偽の事実を記載した場合。

(2) 受給団体が解散又は、年度末までに活動を行わない場合。

(3) 受給団体が、支給された物品を地域の安心安全の啓発活動以外の目的に使用した場合。

(4) 前各号に掲げるもののほか、その活動が受給団体として不適當であると区長が認める場合。

(活動報告)

第9条 受給団体は、事業が終了した後、速やかに活動報告書(第6号様式)により区長に報告しなければならない

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。